

不正競争防止法の見直しについて

平成18年2月15日
経済産業省知的財産政策室

1. 見直しの必要性

グローバルな競争が激化する中で、企業が中期的にその競争力を維持していくためには、知的財産の果たす役割が非常に大きくなっている一方、東アジア諸国の急速な経済発展の中で、国内外を問わず、知的財産権侵害に脅かされる事例は増加している。こうした状況を踏まえ、知的財産に対する侵害の抑止効果を高め、その保護の強化を図ることが必要である。そのため、不正競争防止法についても、他の知的財産権法の見直しの方向性を踏まえつつ、適切な見直しが必要である。

2. 平成18年の見直しの概要

(1) 商品形態模倣行為罪の強化について

意匠権侵害に対する抑止効果を高めるため、意匠権侵害罪を強化することが検討されていることから、工業デザインの保護として意匠法による保護と密接に関連する商品形態模倣行為罪についても、意匠権侵害罪と罰則の均衡をはかる必要がある。したがって、今般の意匠法の罰則の見直しの方向性にあわせて、適切な水準に見直すことが適当であると考えられる。

(2) 営業秘密侵害に係る法人処罰の強化について

特許権侵害罪に係る法人処罰を強化することが検討されていることから、営業秘密侵害罪に係る法人処罰についても、特許権侵害罪に係る法人処罰と罰則の均衡をはかる必要がある。したがって、今般の特許法の罰則の見直しの方向性にあわせて、適切な水準に見直すことが適当であると考えられる。

(3) 法人等の公訴時効の見直しについて

5年以下の懲役を規定している罪について、自然人の公訴時効期間（5年）と法人の公訴時効期間（3年）が異なってしまう事態を避けるため、法人等に罰金刑を科す場合における時効の期間は、自然人の侵害罪についての時効の期間による旨の規定を設けることが適当と考えられる。

(4) 不正競争防止法違反物品に対する水際措置の強化について

不正競争防止法に違反する行為を組成する物品（周知表示の混同、著名表示の冒用、商品形態模倣）について、商標権侵害物品等と同様に、関税法に規定する輸出してはならない貨物として水際差止めの対象とすることが適当と考えられる。

その際、手続的公正及び判断の信頼性の観点から、輸入差止め制度の場合と同様に、

疑義物品の該否判定について、経済産業大臣が税関長に対して当事者の主張を聴取した上で意見を述べる仕組み等を設けることが適当と考えられる。